令和3年度

愛知県刈谷市各会計予算書

議案第23号

令和3年度刈谷市一般会計予算

令和3年度刈谷市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,470,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

		(十字・111)
款	項	金額
1 市税		31, 297, 875
	1 市民税	11, 757, 301
	2 固定資産税	15, 389, 926
	3 軽自動車税	310, 199
	4 市たばこ税	1, 006, 321
	5 都市計画税	2, 834, 128
2 地方譲与税		412, 024
	1 地方揮発油譲与税	110,000
	2 自動車重量譲与税	290, 000
	3 森林環境讓与税	12, 024
3 利子割交付金		21,000
	1 利子割交付金	21,000
4 配当割交付金		160, 000
	1 配当割交付金	160,000
5 株式等譲渡所得割交付金		90,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,000
6 法人事業税交付金		450,000
	1 法人事業税交付金	450,000
7 地方消費税交付金		3, 770, 000
	1 地方消費税交付金	3, 770, 000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1

項	金額
	100,000
1 環境性能割交付金	100,000
	892, 931
1 地方特例交付金	137, 000
2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	755, 931
	1
1 地方交付税	1
	26, 000
1 交通安全対策特別交付金	26, 000
	159, 329
1 負担金	159, 329
	1, 353, 273
1 使用料	1, 266, 398
2 手数料	86, 875
	7, 028, 806
1 国庫負担金	5, 536, 992
2 国庫補助金	1, 456, 241
3 委託金	35, 573
	3, 571, 859
1 県負担金	1, 890, 923
2 県補助金	1, 339, 507
3 委託金	336, 708
	1 環境性能割交付金 1 地方特例交付金 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1 地方交付税 1 交通安全対策特別交付金 1 負担金 1 国庫負担金 2 国庫補助金 3 委託金 1 県負担金 2 県補助金

款	項	金額
	4 県交付金	4, 721
17 財産収入		106, 391
	1 財産運用収入	106, 386
	2 財産売払収入	5
18 寄附金		1,005
	1 寄附金	1,005
19 繰入金		5, 706, 221
	1 繰入金	5, 706, 221
20 繰越金		1, 000, 000
	1 繰越金	1, 000, 000
21 諸収入		2, 372, 984
	1 延滞金、加算金及び過料	27,000
	2 市預金利子	3, 617
	3 貸付金元利収入	527, 530
	4 雑入	1, 814, 837
22 市債		1, 950, 300
	1 市債	1, 950, 300
歳入	合 計	60, 470, 000

款	項	金額
1 議会費		401, 925
	1 議会費	401, 925
2 総務費		5, 452, 965
	1 総務管理費	4, 247, 078
	2 徴税費	618, 361
	3 戸籍住民基本台帳費	440, 411
	4 選挙費	80,076
	5 統計調査費	7, 193
	6 監査委員費	59, 846
3 民生費		24, 140, 538
	1 社会福祉費	10, 697, 549
	2 児童福祉費	12, 039, 919
	3 生活保護費	1, 389, 570
	4 災害救助費	13, 500
4 衛生費		5, 761, 562
	1 保健衛生費	2, 899, 055
	2 清掃費	2, 862, 507
5 労働費		113, 592
	1 労働諸費	113, 592
6 農林水産業費		862, 532
	1 農業費	862, 532
7 商工費		1, 270, 066

款	項	金額
	1 商工費	1, 270, 066
8 土木費		10, 983, 734
	1 土木管理費	215, 074
	2 道路橋りょう費	3, 048, 886
	3 河川費	485, 397
	4 都市計画費	4, 628, 252
	5 下水道費	1, 754, 185
	6 住宅費	851, 940
9 消防費		1, 699, 265
	1 消防費	1, 699, 265
10 教育費		8, 438, 739
	1 教育総務費	782, 085
	2 小学校費	1, 411, 561
	3 中学校費	716, 908
	4 特別支援学校費	78, 133
	5 社会教育費	3, 117, 007
	6 保健体育費	2, 333, 045
11 災害復旧費		43,000
	1 民生施設災害復旧費	2,000
	2 農林水産業施設災害復旧費	5,000
	3 公共土木施設災害復旧費	36, 000
12 公債費		1, 272, 081

款	項	金額
	1 公債費	1, 272, 081
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合 計	60, 470, 000

第2表 継続費

(単位:千円)

	款			項			事 業 名	総額	年度	年 割 額
3 民	生	費	9 頃	帝 2	宣 사	弗	双葉保育園大規模改造事業	§ 554, 200	3	69, 498
3 14		貝	2 76	里 1	H 11L		/// 宋	304, 200	4	484, 702
8 土	木	費	4 都	古:	計 画	弗	ウイングデッキ整備事業	247, 486	3	97, 486
0 1.	/ C	只	1 (H)	1113 1	пр	具	フィマックラハ正畑ザオ	247, 400	4	150, 000
10 教	育	費	2 小	学	校	弗	住吉小学校擁壁改修事業	120,000	3	48, 000
10 \$3	Ħ	只	2 /] .		12	具	1. 日小子仅施至以形字法	120,000	4	72, 000
10 教	育	費	5 社	会 :	数 苔	弗	市民休暇村大規模改造事業	964, 642	3	289, 392
10 \$3	Ħ	貝	0 TL	X :	D, FI	貝	14 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	304, 042	4	675, 250

第3表 債務負担行為

		事	•			項			ļ	朝		引	ij		限	į	厚	헌	名	預	
特	別	企	画	展	開	催	事	業	令	和	4	年	度							,	4, 500
独事	立業	開転	業 換	資	章 金	金 預	及 託	び 金	令	和	4	年	度	融資	資額	の	3	分	の	1	以内
商	工美	業 者	事	業	資	金預	〔 託	金	令	和	4	年	度	融資	資額	の	3	分	の	1	以内
刈名	上市谷	二地開	月発 夕	社は	こ対、	するイ	責務仍	录証	令	和 3	~	12年	度						3,	50	0,000

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
慈友保育園大規模改造事業	233, 300			
市道 0 1 - 4 号線他道 路 新 設 改 良 事 業	146, 800			
市道 0 1 - 4 0 号線他道 路 新 設 改 良 事 業	192, 700			
市道 0 1 - 4 1 号線他道 路 新 設 改 良 事 業	486, 000		率見直し方式	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その
準用河川草野川改修事業	74, 000	普通貸借 又 は 証券発行	で借り入れる政府資金等について、利恵しをの見直しを行った後にお	都合により据置期間及
住吉小学校校舎増築事業	167, 700			若しくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
富士松中学校大規模改造事業	140, 900			
東刈谷市民センター大規模改造事業	305, 800			
市民休暇村大規模改造事業	203, 100			
計	1, 950, 300			

議案第24号

令和3年度刈谷市刈谷小垣江駅東部土地区画整理事業特別会計予算 令和3年度刈谷市の刈谷小垣江駅東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ893,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 事業収入		6, 385
	1 清算徴収金	6, 385
2 繰越金		887, 122
	1 繰越金	887, 122
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入	合 計	893, 517

款	項	金額
1 刈谷小垣江駅東部土地区画 整理費		893, 517
	1 土地区画整理費	893, 517
歳出	合 計	893, 517

議案第25号

令和3年度刈谷市刈谷野田北部土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度刈谷市の刈谷野田北部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

令和3年2月18日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 繰越金		142, 022
	1 繰越金	142, 022
2 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入	合 計	142, 032

款	項	金額
1 刈谷野田北部土地区画整理 費		142, 032
	1 土地区画整理費	142, 032
歳 出	合 計	142, 032

議案第26号

令和3年度刈谷市国民健康保険特別会計予算

令和3年度刈谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,332,310千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定 により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり と定める。
 - (1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

款	項	金額
1 国民健康保険税		2, 578, 000
	1 国民健康保険税	2, 578, 000
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		7, 648, 610
	1 県補助金	7, 648, 609
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		409
	1 財産運用収入	408
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		845, 544
	1 他会計繰入金	845, 543
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		198, 841
	1 繰越金	198, 841
8 諸収入		60, 903
	1 延滞金、加算金及び過料	51,000
	2 市預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	9, 901

款	項	金額
歳	合 計	11, 332, 310

款	項	金 額
1 総務費		113, 620
	1 総務管理費	107, 622
	2 徴税費	5, 584
	3 運営協議会費	340
	4 趣旨普及費	74
2 保険給付費		7, 577, 326
	1 療養諸費	6, 643, 000
	2 高額療養費	873, 100
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	51, 026
	5 葬祭諸費	10,000
3 国民健康保険事業費納付金		3, 463, 028
	1 医療給付費分	2, 315, 470
	2 後期高齢者支援金等分	838, 080
	3 介護納付金分	309, 478
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		166, 325
	1 保健事業費	10, 123
	2 特定健康診査等事業費	156, 202
6 基金積立金		408
	1 基金積立金	408

款	項	金額
7 諸支出金		10, 602
	1 償還金及び還付加算金	10, 602
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	11, 332, 310

議案第27号

令和3年度刈谷市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度刈谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,081,264千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

令和3年2月18日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1, 865, 416
	1 後期高齢者医療保険料	1, 865, 416
2 繰入金		213, 687
	1 一般会計繰入金	213, 687
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2, 160
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	2,060
歳入	合 計	2, 081, 264

款	項	金額
1 総務費		5, 946
	1 徴収費	5, 946
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		2, 073, 257
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	2, 073, 257
3 諸支出金		2, 061
	1 償還金及び還付加算金	2, 060
	2 繰出金	1
歳出	合 計	2, 081, 264

議案第28号

令和3年度刈谷市介護保険特別会計予算

令和3年度刈谷市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,939,482千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定 により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり と定める。
 - (1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

			(十五・117)
款	項	金	額
1 保険料			2, 117, 037
	1 介護保険料		2, 117, 037
2 国庫支出金			1, 666, 942
	1 国庫負担金		1, 464, 120
	2 国庫補助金		202, 822
3 支払基金交付金			2, 267, 558
	1 支払基金交付金		2, 267, 558
4 県支出金			1, 252, 134
	1 県負担金		1, 172, 262
	2 県補助金		79, 871
	3 財政安定化基金支出金		1
5 財産収入			922
	1 財産運用収入		922
6 繰入金			1, 629, 073
	1 一般会計繰入金		1, 470, 528
	2 基金繰入金		158, 545
7 繰越金			2
	1 繰越金		2
8 諸収入			5, 814
	1 延滞金、加算金及び過料		3
	2 預金利子		1
	3 雑入		5, 810

款			項		金	額
蒜	入	合	計			8, 939, 482

款	項	金額
1 総務費		247, 975
	1 総務管理費	139, 080
	2 徴収費	9, 714
	3 介護認定審査会費	97, 988
	4 趣旨普及費	765
	5 計画懇話会費	428
2 保険給付費		8, 111, 957
	1 介護サービス等諸費	7, 411, 366
	2 介護予防サービス等諸費	239, 394
	3 その他諸費	4, 437
	4 高額介護サービス等費	242, 572
	5 高額医療合算介護サービス 等費	30, 620
	6 特定入所者介護サービス等費	183, 568
3 地域支援事業費		574, 906
	1 介護予防事業費	280, 211
	2 一般介護予防事業費	40, 792
	3 包括的支援事業・任意事業 費	253, 357
	4 その他諸費	546
4 基金積立金		922
	1 基金積立金	922
5 諸支出金		3, 722
	1 償還金及び還付加算金	3, 721

款	項	金額
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	8, 939, 482

議案第29号

令和3年度刈谷市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度刈谷市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 68,672 戸

(2) 年間総配水量 18,552,000 m³

(3) 1日平均配水量 50,800 m³

(4) 主要な建設改良事業

配水設備増補改良費 1,939,609 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

 収
 入

 第1款 水 道 事 業 収 益
 2,893,923 千円

 第1項 営 業 収 益
 2,631,209 千円

 第2項 営 業 外 収 益
 262,704 千円

 第3項 特 別 利 益
 10 千円

 支
 出

 第1款 水 道 事 業 費 用
 2,959,091 千円

 第1項 営 業 費 用
 2,919,275 千円

 第2項 営 業 外 費 用
 38,796 千円

 第3項 特 別 損 失
 20 千円

 第4項 予 備 費
 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,489,426千円は、過年度分損益勘定留保資金1,489,426千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資 本 的 収 入 650,660 千円

第1項 企 業 債 300,000 千円 第2項 負 担 金 350,650 千円 第3項 固定資産売却代金 10 千円 支 出 2,140,086 千円 第1項 建 設 改 良 費 2,057,229 千円 第2項 企業債償還金 82,857 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	0)	方	法
水道施設更新事業	300,000	普通貸借 又 は 証券発行	見 直 り の の 金	、方れ等 率行い率利式るにのっは見率で政つ見た、直	にそ行そるしに償若は定のそのも、よ還し低	デヹの一の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	のこれでは、世界の大きのである。または、日本の一人をは、日本の一人をは、日本の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	るよ易にる女朋豆上魚場り合協。の間縮償え	合、に定た都及し還は銀はすだ合び、又

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり と定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。 (1)職員給与費 191,694 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、29,906千円と定める。

令和3年2月18日提出

議案第30号

令和3年度刈谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度刈谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口 130,116 人

(2) 年間総処理水量 19,459,000 m³

(3) 1日平均処理水量 53,300 m³

(4) 主要な建設改良事業

管渠施設費 659,767 千円

雨水施設費 70,049 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

 第1款 下水道事業収益
 3,520,503 千円

 第1項 営 業 収 益
 1,907,179 千円

 第2項 営 業 外 収 益
 1,613,314 千円

 第3項 特 別 利 益
 10 千円

第 1 款 下 水 道 事 業 費 用 3,520,452 千円

支

第1項 営 業 費 用 3,197,190 千円

出

第2項 営 業 外 費 用 321,386 千円

第 3 項 特 別 損 失 876 千円

第 4 項 予 備 費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額765,935千円は、当年度分損益勘定留保資金765,935千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資	章 本	的収	入入	1, 416, 087	千円
第1項	企	業	債	349, 800	千円
第2項	出	資	金	956, 186	千円
第3項	負	担	金	9, 101	千円
第4項	補	助	金	101,000	千円
			支	出	
第1款 資	文 本	的支	出	2, 182, 022	千円
第1項	建設	改良	費	779, 258	千円
第2項	企業	漬 償 還	金金	1, 402, 764	千円
(企業債)					

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

(単位:千円)

起	債	0)	目	的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	Ø	方	法
下	水	道	事	業	349, 800	普通貸借 又 は 証券発行	見借府い直後直り資でした	し方れ等率行い率利式るにのっは見率で政つ見た、直	にそ行そるしに償若は定のそのも、よ還し低	子どの一つ なり期く利が資め条の債の企り期く利が	かにの者よ財置を繰借	るよ易とる女朝豆上奐場り合協。の間縮償え	合、に定た都及し還は銀はすだ合び、又

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に

流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。

(1)職員給与費

159,199 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助 を受ける金額は、247,604千円である。

令和3年2月18日提出